

東京都駐車場指定管理者評価委員会設置要綱

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 この要綱は、東京都駐車場条例（昭和 33 年東京都条例第 77 号）で定める東京都駐車場を管理運営する指定管理者を評価するため、東京都駐車場指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所管事項)

第 2 委員会は、指定管理者の管理運営状況等について、建設局道路管理部が行う一次評価を踏まえ、各年度の指定管理者の管理運営状況等の評価に関する事項を所管する。

(委員会の構成)

第 3 委員会は、専門的な知識・経験を有する者のうちから、建設局長が委嘱した 3 名の外部委員をもって構成する。

2 委員会には委員長を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、建設局長から委嘱された日からその日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第 5 委員会の会議は、第 1 回は建設局長が招集し、第 2 回以降は委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、会議の結果を建設局長に報告する。

(禁止事項)

第 6 委員は、委員会を通じて知った情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 委員会の庶務は、建設局道路管理部管理課において処理する。

(委任)

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。